

新潟市歯科医師会（社団法人）定款

第1章 総 則

- 第1条** 本会は、社団法人 新潟市歯科医師会（以下「本会」という）という。
- 第2条** 本会は、新潟市を区域として、その区域内に就業所または、住所を持つ歯科医師で、本会が入会を承認した者で構成する。
- 第3条** 本会は、医道の高揚、歯科医学、医術の進歩発達と公衆衛生の普及向上とを図り予防歯科学の完成に努力し、社会ならびに会員の福祉を増進することを目的とする。
- 第4条** 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 医道高揚に関する事項
 2. 歯科医学および医術の進歩発達に関する事項
 3. 歯科医事衛生の研究と調査に関する事項
 4. 歯科学教育の研究と整備に関する事項
 5. 公衆衛生の普及と、予防歯科学の研究指導に関する事項
 6. 歯科医師研修に関する事項
 7. 歯科資材の改良研究と検定に関する事項
 8. 会員の福祉および歯科医業の合理化に関する事項
 9. 会報その他印刷物の発行に関する事項
 10. その他本会の目的を達成するのに必要な事項
- ② 前項各号の事項を実施するに必要な規則は、別に定める。
- 第5条** 本会は、事務所を新潟市に置く。

第2章 会 員

- 第6条** 本会の会員は、日本で歯科医師の免許を受けた者でなければならない。
- 第7条** 本会の会員は次の4種とする。
- 第1種会員
 - 第2種会員
 - 優遇会員
 - 準会員
- 第8条** 本会へ入会するには、所定の入会申込書に入会金を添えて本会へ提出し、本会の承認を受けなければならない。
- 第9条** 本会を退会するには、その旨を記載した書面を本会へ提出しなければならない。退会しても納めた会費、入会金および負担金の返還を受けることはできない。
- 第10条** 会員が住所、氏名、その他の届け出事項を変更したときは、すみやかに本会へ届け出なければならない。
- 第11条** 会員の選挙権については、定款第42条第2項の規定にかかわらず書面及び委任による行使は認めない。
- 第12条** 会員は、第3条に定める本会の目的に関する研究または調査の結果を本会へ報告し、発表することができる。
- 第13条** 会員は、本会が発行する雑誌その他の印刷物の配布を受け、また購入することができる。

- 第14条** 会員は、本会の事業または歯科医学、医術に関し、本会へ意見を述べることができる。
- 第15条** 会員は、本会所定の入会金、会費および負担金を納める義務を負う。
② 入会金、会費および負担金の額は総会の議を経て別に定める。
- 第16条** 新潟県歯科医師会で除名された者、または新潟県歯科医師会会員の資格を失なった者は、同時に本会会員の資格を失うものとする。
- 第17条** 本会は、会員が1年以上または1年分に相当する会費、または負担金を納さめぬときは催告し、なお納めぬときは、理事会の議決を経て退会させることができる。
② 前項により退会させられた者が、6ヵ月以内にその未納金を納めたときは退会処分を取り消す。
- 第18条** 本会会員で次の各号に該当するものは、総会の議決を経て除名することができる。
1. 歯科医師としての職務を汚した者
2. 本会の体面を汚した者
3. 本会の綱紀を乱した者
4. 会員の義務を怠った者
② 前項各号により除名したときは、氏名および事由の概要を主務官庁、新潟県歯科医師会および本人へ書面をもって通知する。
- 第19条** 本会に優遇会員を置くことができる。
② 優遇会員の規則は別に定める。
- 第20条** 本会に準会員を置くことができる。
② 準会員の規則は別に定める。
- 第21条** 本会に名誉会員を置くことができる。
② 名誉会員は、内外人を問わず、歯科学術の研究発達または我が国歯科医学および歯科医業の指導発達に功労がある者につき、総会の議決を経て会長が推薦する。
③ 名誉会員は、本会の名誉を敬称とする。

第3章 役員

- 第22条** 本会に次の役員を置く。
会 長 1名
副会長 1名
専務理事 1名
理 事 11名（会長、副会長、専務理事を含む。）
監 事 2名
- 第23条** 会長、副会長、理事および監事は、別に定めた選挙規則により、会員のなかから選出する。
- 第24条** 専務理事は、会長が選任する。
- 第25条** 会長は本会を代表し、会務を統括する。
② 副会長は、会長を補佐し、会長事故のときは、職務を代理する。
③ 専務理事は、会長の意を受けて会務を掌理し、会長および副会長共に事故のときは、職務を代理する。
④ 理事は、会長の意を受けて会務を分掌し、会長、副会長および専務理事共に事故のときは、理事会で定めた順位により職務を代理する。

⑤ 監事は、本会の事業および会計、財産を監査する。

第26条 会長は、総会の議決を要する事項でありながら、緊急に必要があると認めるときは応急処分することができる。

② 前項により応急処分した事柄は、次の総会で承認を受けなければならない。

第27条 役員任期は2年とする。

第28条 役員欠員があるときは、会長が会務に支障がないと認めるときを除き、第23条により補充する。

② 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第29条 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第30条 役員には報酬を支払うことができる。

第4章 顧問および委員

第31条 本会に顧問を置くことができる。

② 顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する。

③ 顧問は、会長の諮問にこたえ、総会または理事会に出席し、意見を述べることができる。

ただし、表決に加わることはできない。

第32条 本会に委員会を置くことができる。

② 委員会の規則は別に定める。

第5章 会 議

第1節 総 則

第33条 会議は総会および理事会とする。

② 総会の議事に関する規則は別に定める。

第2節 総 会

第34条 総会は、会員をもって構成し、定時総会と臨時総会とする。

第35条 定時総会は毎年2回、会長が招集する。

第36条 臨時総会は、次の場合に招集する。

(1) 理事会が必要と認めるとき

(2) 会員の3分の1以上から会議の目的である事項とその理由を付して開催の請求があったとき

(3) 民法第59条4項に基づいて監事が招集を求めたとき

② 前項の臨時総会開催の請求があった場合、会長はできるだけ速やかにこれを招集しなければならない。

第37条 総会の招集は、開催10日前までに会議の目的である事項、日時、場所を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。ただし、緊急止むを得ぬときはこの

限りでない。

第38条 次の事項は、総会で議決または報告を要する。

1. 議決を要するもの。
 - イ 定款（第5条の規定を除く）の変更
 - ロ 予算および決算
 - ハ 会費、入会金および負担金の額
 - ニ 寄付された金品の収受
 - ホ 重要な財産の造成、管理および処分
 - ヘ 基本金に関する事項
 - ト 借入金（年度内に償還するものを除く）
 - チ 継続事項の設定、費用の増減および期間の短縮、延長または打切り。
 - リ 役員を選出
 - ヌ 除名処分
 - ル その他重要な事項
2. 報告を要するもの
 - イ 会務および事業の概況
 - ロ その他必要な事項

第39条 総会の議長および副議長は、別に定める選挙規則により会員の中から選出する。

第40条 議長、副議長の任期は役員任期に準ずる。

第41条 議長、副議長に関するその他の事項については、定款第28条、第29条、第30条を準用する。

第42条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

2. やむを得ない理由により会議に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任できる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものと見なす。

3. 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4. 前項の場合においては、議長は会員として議決に加わる権利を有しない。

5. 定款の変更は、総会において出席した会員の3分の2以上の同意を得、かつ、新潟県知事の認可を得なければならない。

第43条 会長は、総会で議決した事項を会員に知らせなければならない。

第3節 理 事 会

第44条 理事会は会長、副会長および理事をもって構成する。

第45条 会長は、随時必要と認めた場合に理事会を招集し、その議長となる。

- ② 理事の過半数または監事総員から、理事会招集の要求があったときは、会長はできるだけ早く招集しなければならない。

第46条 次の事項は、理事会の議決で定める。

- 1、総会で議決した事項の執行に関する事項
- 2、総会の招集およびこれに付議する事項
- 3、その他、総会の議決を要しない重要な会務の執行に関する事項

第47条 監事は、理事会に出席して質問し、または意見を述べることができる。
ただし、表決に加わることができない。

第48条 理事会は理事の過半数の出席によって成立する。

② 第42条の規定は、理事会に準用する。

第6章 会計および財産

第49条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第50条 本会の経費は、次の収入による。

1. 会 費
2. 会員の負担金および入会金
3. 刊行物による収入
4. 寄 付 金
5. 前年度からの繰越金
6. その他の収入

第51条 年度末の総収入から総支出を差し引いて、残余があれば繰越金として、次年度の会計に繰り入れる。

第52条 用途を定めて寄付された金品はその用途に用い、定められていないものは、総会にはかって用途を定める。

第53条 予算外の不時の支出に当てるため、予備金を置くことができる。

前項の予備金は、総会で否決された事項に使うことはできない。

第54条 数年を期して行う事業の継続費として総額を定めたものは、毎年度の支出残額を事業完成年度まで、逐次繰り越して使用することができる。

第55条 財産の管理および会計に関する規則は別に定める。

第7章 班

第56条 本会に班をおく。

② 班の規則は別に定める。

第8章 事務局

第57条 本会に事務局をおく。

② 事務局の職制ならびに職員の任免、給与、分限および執務に関し必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

第9章 解 散

第58条 本会を解散するときは、総会で会員の3分の2以上の賛成を得、かつ主務官庁の認可を受けなければならない。

ただし、この場合、第11条の規定にかかわらず書面による表決権の行使を認める。

附 則

1. 本定款は昭和22年11月 1日より施行する。
2. 本定款は昭和24年 4月 1日より施行する。(事務所移転)
3. 本定款は昭和26年 4月 1日より施行する。(事務所移転)
4. 本定款は昭和36年 4月 1日より施行する。(理事2名増)
5. 本定款は昭和37年 4月 1日より施行する。(事務所移転)
6. 本定款は昭和38年 4月 1日より施行する。(理事2名増)
7. 本定款は昭和39年 4月 1日より施行する。(第29条改正)
8. 本定款は昭和42年 4月 8日より施行する。
(第35条、第36条、第38条、第39条改正。
第40条、第41条、第42条、第43条、第51条、第53条追加)
9. 本定款は昭和47年 4月 8日より施行する。(第14条、第47条改正)
10. 本定款は昭和53年 2月24日より施行する。(第27条改正)
11. 本定款は昭和53年 7月27日より施行する。(第27条改正)
12. 本定款は主務官庁の認可の日(昭和53年 8月16日)より施行する。(事務所移転)
13. 本定款は主務官庁の認可の日(平成 6年12月15日)より施行する。(事務所移転)
(第2条、第4条、第18条、第25条、第26条、第27条、第38条、第43条、第58条
一部改正。
第5条、第34条、第35条、第36条、第46条3、第48条全文改正。
第12条、第15条、第16条、第28条、第37条、第41条一部追加。
第19条、第20条、第21条、第7条、第33条、第44条、第57条一条新設。
第25条、第31条、第45条、第56条項設定。
第28条、第41条、第58条準用条文の異動。
第22条、第45条誤植訂正。第38条、第42条一部削除。第38条2一項追加。
第46条1一号追加。旧第41条、旧第45条削除。
ただし、第27条に規定する役員任期の始期は平成6年4月1日とし、それまで
は役員任期は2年とする。)
14. 本定款は主務官庁の認可の日(平成14年5月24日)より施行する。
(事務所登記変更 第1条、第5条<名称の変更、所在地の更正>)
15. 本定款は、平成21年4月1日から施行する。
(第5条 事務所移転、第11条 委任および書面による権利行使規定の変更、第
22条 法人理事のすべてが代表権を有するため、あえて会長、副会長の代表権
を謳った付帯条項は民法の規定に抵触するので削除 第27条 役員任期の変更、
第42条 総会定足数、書面および委任による議決権行使の採用)